

## 安中市ボランティアセンターボランティア団体助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安中市ボランティアセンター（以下「センター」という。）が、安中市内ボランティア団体（以下「団体」という。）に対して行う助成事業に関し必要な事項を定め、地域福祉の推進に資することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 この要綱において助成対象とする団体は、次に掲げる活動要件等を満たしたものとす。

- (1) 安中市ボランティアセンター登録団体
- (2) 安中市ボランティア連絡協議会加盟団体
- (3) 原則として活動地域が安中市内の団体

(助成の種別)

第3条 助成の種別は団体助成と特別事業助成とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、団体助成が年間20,000円以下とし、特別事業助成は3年間の限度に年間30,000円以下とする。ただし、事業実施に要した経費が交付金額を下回る場合には、実際に支出した額とする。

(助成対象事業)

第5条 この要綱において助成対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 団体助成

- ア 会議、研修、講習会の経費
- イ 通常の実業を実施する経費
- ウ その他団体運営にかかる経費

(2) 特別事業助成

- ア 新規に実施しようとする事業にかかる経費
- イ その他地域福祉推進を図る事業で、本法人が特に認めるもの

(申請)

第6条 助成金の交付を希望する団体は、ボランティア団体助成金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、指定された期日までに社会福祉法人安中市社会福祉協議会の会長に申請するものとする。

(決定)

第7条

1 会長は、前条の規定により助成金申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ助成金交付の可否を決定し、その結果を助成金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、交付した助成金の用途等がその目的に反するときは、助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた団体は、事業を毎年度3月末で締め、4月末日までにボランティア団体助成事業実績報告書（様式第3号）に必要事項を記入し、関係書類を添えて会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかこの事業に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。